

取引の適正化・料金透明化に向けた取組宣言

私たちは、法令を遵守するとともに、LP ガス商慣行是正に向け取り組みます。

(1) 過大な営業行為の制限

- ① 正常な商慣行を超えた利益供与を行いません。
- ② LP ガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの契約締結等を禁止します。

(2) 三部料金制の徹底

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)を徹底します。
- ② LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上を禁止します。
- ③ 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス機器等の消費設備についても計上しません。

(3) LP ガス料金等の情報提供

- ① 入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて LP ガス料金を提示します。
- ② 入居希望者から直接要請があった場合は、LP ガス料金等の情報を提供します。

令和7年1月
(有)新田商店